

## 特定非営利活動法人ふくし@JMI 虐待防止のための指針

### 1 基本的な考え方

特定非営利活動法人ふくし@JMI居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待（以下「虐待」という。）を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

### 2 高齢者虐待の定義

#### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### (2) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3 虐待防止のための具体的措置

#### (1) 苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるようにする。

#### (2) 虐待防止検討委員会の設置

① 事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定め、委員会等を担当する。

② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場

合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行うものとする。

③ 委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要に応じて開催する。

④ 委員会は、次のような内容について協議する。

ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関する事

イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関する事

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事

オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関する事

### （3）職員研修の実施

① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

② 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には3か月以内に実施する。

③ 職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることができることとする。

④ 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し保存する

## 4 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに区市町村へ通報しなければならない。

また、職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに区市町村へ通報しなければならない。

## 5 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、誰でも自由に閲覧できるようにする。

### 附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。